

監査報告書

令和8年6月18日

公立大学法人福山市立大学
理事長 佐藤 利行 様

監事 小田 直子

監事 渡邊 雅史

※個人情報のため、署名は活字に置き換えています。

地方独立行政法人法第13条第4項、公立大学法人福山市立大学定款第9条第7項、公立大学法人福山市立大学の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則第2条第5項及び公立大学法人福山市立大学監事監査規程の各規定に基づき、公立大学法人福山市立大学（以下、「本法人」という。）の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第5期事業年度の業務及び会計に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

当期の監査計画及び監査手続に従い、理事長、理事、監査室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携して、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受けて必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧又は調査し、本法人の業務及び財産の状況を調査しました。

また、本法人におけるガバナンス体制や理事長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、財務に関する状況に関し、監査を行うとともに財務諸表、事業報告書（会計に関する部分）及び決算報告書に関し検討を加えました。

2. 監査の結果

（1）業務の実施状況

本法人の業務の実施状況は事業報告書に記載されたとおりであるところ、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、また、中期

目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 組織及び制度全般の運営状況

法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制
その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運営状況を監査
した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実
については、指摘すべき重大な事実は認められませんでした。

(4) 予算の執行に関する事項

本法人の予算の執行状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認めら
れませんでした。

(5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項

本法人の資産の取得、管理及び処分状況を監査した結果、特に指摘すべ
き事項は認められませんでした。

(6) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項

本法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分）及び決算報告書を
監査した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

(7) その他

その他特に指摘すべき事項は認められませんでした。